

民法（債権法）改正論議における不法行為 損害賠償債権の期間制限に関する一試論(1)

石 松 勉*

目次

- 一 はじめに
- 二 法的性質
- 三 期間
- 四 起算点（以上、本号）
- 五 特則
- 六 結びにかえて

一 はじめに

現行民法 724 条後段の 20 年の長期期間制限については、周知のとおり、最判平成元（1989）年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2209 頁（以下、「最判平成元年」という。）が、これを除斥期間と解してそれまで下級審裁判例において対立のあった見解を統一したが、しかしこれを契機として⁽¹⁾、学説上においては消滅時効説が有力に主張され、しかも圧倒的多数を占めるようになり、さらに最判平成 10（1998）年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1087 頁（以下、

* 福岡大学法科大学院教授

「最判平成 10 年」という。) や最判平成 21 (2009) 年 4 月 28 日民集 63 卷 4 号 853 頁 (以下、「最判平成 21 年」という。) が 158 条、160 条の時効停止規定を活用することにより除斥期間の適用制限を認める判断を下し、また、最判平成 19 (2007) 年 2 月 6 日民集 61 卷 1 号 122 頁 (以下、「最判平成 19 年」という。) が法律によってとくに援用不要とされている消滅時効につきその適用範囲を限定したうえでそのような消滅時効の援用を措定しその援用が信義則違反・権利濫用にあたりと判断したことから、その傾向はなお一層強まった⁽²⁾。しかも、最判平成 10 年において河合伸一裁判官が判例変更を示唆する意見を述べ、最判平成 21 年において田原睦夫裁判官が判例変更を積極的に主張する見解を述べられていたことも、消滅時効説を支持する立場にとっては改正論議に向けて好材料な事柄として受け止められているといえよう⁽³⁾。

-
- (1) それ以前の消滅時効説としては、内池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点—被害者における認識の原理とその限界—」法学研究 (慶應義塾大学) 44 卷 3 号 (1971 年) とくに 156 頁以下、同「損害賠償請求権の消滅時効」有泉亨編『現代損害賠償法講座 1 総論』(日本評論社、1976 年) とくに 222 頁以下 (いずれも、同『不法行為責任の消滅時効—民法 724 条論—』(成文堂、1993 年) に所収)。
 - (2) またさらに、20 年の除斥期間の起算点を柔軟に解した最判平成 16 (2004) 年 4 月 27 日民集 58 卷 4 号 1032 頁 [筑豊じん肺訴訟]、最判平成 16 (2004) 年 10 月 15 日民集 58 卷 7 号 1802 頁 [水俣病関西訴訟]、最判平成 18 (2006) 年 6 月 16 日民集 60 卷 5 号 1997 頁 [B 型肝炎訴訟] などの登場も無視することができない。この点については、拙稿「民法 724 条後段における 20 年の除斥期間の起算点に関する一考察—ハンセン病訴訟熊本地裁判決および筑豊じん肺訴訟最高裁判決を機縁として—」香川法学 25 卷 1・2 号 (2005 年) 51 頁以下、同「民法 724 条後段の 20 年を除斥期間と解する説でなぜいけないのか—東京地判平成 18 年 9 月 26 日判例時報 1945 号 61 頁を機縁として—」福岡大学法学論叢 52 卷 2・3 号 (2007 年) 283 頁以下を参照。
 - (3) 幾つかの判例評釈・判例研究における指摘のほか、たとえば、大阪弁護士会編『民法 (債権法) 改正の論点と実務 (上) —法制審の検討事項に対する意見書』(商事法務、2011 年) 946 頁など。

このような経緯の下で現在進行している民法（債権法）改正論議においては、当然ともいふべきか、以下でみるとおり、長期の期間制限を消滅時効と定める提案が多く見受けられ、除斥期間による制度設計を主張する提案はほとんど皆無といつてよい⁽⁴⁾。

平成 23（2011）年 4 月には、法制審議会民法（債権関係）部会において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」の部会決定がされ、公表されるに至っている。そのなかでも、不法行為損害賠償債権については、現行の 724 条のような特則規定を置くことの当否の検討、長期の期間制限について客観的起算点を設定することからこれを消滅時効と定める方向での検討、生命、身体、名誉等の侵害による損害賠償請求権に対する特則を設置する方向での検討などがさらなる検討課題として指摘され⁽⁵⁾、除斥期間的な発想はまったく影を潜めている。

しかしながら、このような状況を冷静にみた場合、以上の動きは若干奇妙に映る。というのは、最高裁において、被害者の保護・救済の必要が強く感じられた特殊例外的な事例につき、条理や正義・衡平の理念、信義則などといった一般条項がその根底に横たわっている明文の規定を解釈適用（活用）することで、個別的な事情をも考慮しながら具体的に妥当な判断が下され、適切な法的処理がされてきた⁽⁶⁾。それにもかかわらず、つまり、基本的に除斥期間としての機能は十分に堅持しながらも特殊例外的な場面に限り一般条項の活用によってその適用制限がなされれば足りるとの理解も十分に可能

(4) 後掲改正研究会仮案 665 条 4 項くらいか。

(5) 社団法人商事法務研究会・経営法友会『《解説会資料》民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』112 頁（なお、これは、NBL953 号（2011 年 5 月 15 日号）の付録としても刊行されている）。

(6) ただし、消滅時効論者も同様の認識を有している。たとえば、2008 年度・第 71 回日本私法学会シンポジウムにおける加藤雅之准教授発言「消滅時効法の改正に向けて」私法 71 号（2009 年）80 頁以下。

であるなかで⁽⁷⁾、除斥期間説そのものを全面的に否定する状況が生じてきているからである。

そこで、本稿では、これまでの裁判例の動向や学説の理論状況、近時の民法（債権法）改正論議などを踏まえて、債権時効のなかで、不法行為損害賠償債権に関する期間制限論、とくに長期の期間制限をめぐる問題についての筆者なりの意見を試みに論じてみることにしたい⁽⁸⁾。その際、論じるべき点は多岐にわたるが、ここでは、とくに法的性質、期間の長さ、起算点、そして不法行為損害賠償債権につき特別な規定（特則）を置くべきかどうか、債務不履行に基づく損害賠償債権と不法行為に基づくそれとで区別するかどうか、といった点を中心に検討を加えてみることにしたい⁽⁹⁾。これが本稿の目的である⁽¹⁰⁾。

なお、検討に入る前に、本稿の内容について関連のある現行民法の条文、これまでの民法（債権法）改正論議のなかで登場した時効期間、起算点、不法行為損害賠償債権の期間制限に関する条文、特則、そして、法制審議会民

(7) 潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）296～297頁、内田貴『民法Ⅱ債権各論 [第2版]』（東京大学出版会、2007年）445～446頁参照。

(8) もちろん裁判実務の明文化という視点は絶対的なものではなく、一般国民に向けての明確化・単純化といった要請もまた重要であることはいうまでもない。本稿は、現在妥当に運用されていると評しうる裁判実務をできるだけ反映した法改正を心掛けてはどうかという視点からの、まさしく一試論にすぎない。なお、内田貴「民法（債権関係）改正の意義と課題（上）、（下）」みんけん 650号2頁以下、同 651号2頁以下（いずれも2011年）参照。

(9) これまでの中断や停止にあたる更新や、進行の停止および満了の延期、さらには放棄の可能性については、別の機会にあらためて検討することとさせていただきたい。

(10) なお、本稿の執筆にあたっては、とりわけ、平野裕之「不法行為債権の消滅時効をめぐる比較法的一瞥—立法論的考察の前提として—」慶應義塾創立150年記念法学部論文集『慶應の法律学 民事法』（慶應義塾大学法学部、2008年）165頁以下、同「不法行為債権の消滅時効をめぐる立法論的考察（1）、（2・完）」慶應法学 12号 171頁以下、同 13号 1頁以下（いずれも2009年）に多くの示唆を受け、また負うところが大きい。

法（債権関係）部会による中間的な論点整理のなかでの関連部分を、叙述の都合上、先に掲記しておく⁽¹¹⁾。

〈現行民法〉

■ 【145 条】（時効の援用）

「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」

■ 【166 条】（消滅時効の進行等）

「① 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

② …省略…。」

■ 【167 条】（債権等の消滅時効）

「① 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

② 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。」

■ 【724 条】（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害

(11) 以上の立法提案を現行条文とも比較参照できるよう見やすくまとめたものとして、『現行条文からみる 民法改正提案 完全比較』（第一法規、2010 年）、これらを踏まえた検討、新たな提言をするものとして、佐瀬正俊ほか編『〔現代法との対照表付〕民法（債権法）改正の要点—改正提案のポイントと実務家の視点』（ぎょうせい、2009 年）、大阪弁護士会編・前掲注（3）、東京弁護士会法有会全期会債権法改正プロジェクトチーム編『債権法改正を考える～弁護士からの提言～』（第一法規、2011 年）などがある。

及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」

◁民法（債権法）改正検討委員会による債権法改正の基本方針（検討委員会試案⁽¹²⁾）▷

■ 【1.7.01】（取得時効および消滅時効の対象）

「(1) …省略…。

〈2〉消滅時効は、所有権または債権（ただし、不動産賃借権を除く。）以外の財産権を対象とする。

〈3〉…省略…。」

■ 【1.7.04】（財産権の消滅時効）

「(1) 所有権または債権（ただし、不動産賃借権を除く。）以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、起算点に遡って消滅する。

〈2〉…省略…。」

■ 【3.1.3.43】（債権時効の対象）

「債権時効の対象は、債権（不動産賃借権を除く。）とする。」

■ 【3.1.3.44】（債権時効の起算点と時効期間の原則）

(12) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針（別冊 NBL/No.126）』（商事法務、2009年）参照（以下、『基本方針』として引用）。条文については「検討委員会試案」として引用する。なお、民法（債権法）改正検討委員会の比較的詳しい提案趣旨・解説については、同『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ－契約および債権一般（2）』（商事法務、2009年）も参照（以下、『詳解Ⅲ』として引用）。

〔〈1〉 債権時効の期間は、民法その他の法律に別段の定めがある場合を除き、債権を行使することができる時から〔10年〕を経過することによって満了する。

〈2〉 〈1〉の期間が経過する前であっても、債権者（債権者が未成年者または成年被後見人である場合は、その法定代理人）が債権発生の原因および債務者を知ったときは、その知った時または債権を行使することができる時のいずれか後に到来した時から〔3年／4年／5年〕の経過により、債権時効の期間は満了する。

【〈2〉の時効期間を3年とする場合】

〈3〉 〈1〉にもかかわらず、債権者（債権者が未成年者または成年被後見人である場合は、その法定代理人）が債権を行使することができる時から〔10年〕以内に債権発生の原因および債務者を知ったときは、その知った時から〔3年〕が経過するまで、債権時効の期間は満了しない。』

■ 【3.1.349】（人格的利益等の侵害による損害賠償の債権時効期間）

「〔生命、身体、名誉その他の人格的利益〕に対する侵害による損害賠償債権における【3.1.344】の規定の適用については、次のとおりとする。

〈7〉 【3.1.344】〈1〉の期間は〔30年〕とする。

〈4〉 【3.1.344】〈2〉の期間は〔5年／10年〕とする。

〈4〉 【3.1.344】〈3〉は適用しない。』

■ 【3.1.368】（債権時効期間満了の効果）

〔甲案〕

「〈1〉 債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、債権時効を援用することができる

(2) 〈1〉の援用は、裁判上、裁判外のいずれにおいてもすることができる。

(3) 〈1〉の援用がされたときは、これを撤回することができない。

(4) 〈1〉の援用がされたときは、その債権は起算日に遡って消滅する。」

[乙案]

「〈1〉債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、その債権に係る債務の履行および利息債権、遅延損害金債権その他のその債権から付随的に生じる債権に係る債務の履行を拒絶することができる。

(2) 〈1〉の履行拒絶は、裁判上、裁判外のいずれにおいてもすることができる。

(3) 〈1〉の履行拒絶がされたときは、これを撤回することができない。

(4) 〈1〉の履行拒絶がされたときは、履行その他によるその債権の実現を求めることができない。履行が拒絶された債務の履行を担保するための保証債権、担保物権その他の権利は消滅する。」

■ 【3.1.3.71】（債権時効援用権または履行拒絶権の放棄）

[甲案]（債権時効援用権の放棄） 〈【3.1.3.68】 甲案、【3.1.3.70】 甲案による場合〉

「〈1〉債権時効援用権は、債権者に対する意思表示により放棄することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この限りではない。

(2) 債務者が〈1〉の放棄をしたときは、その放棄の時から新たな債権時効期間の進行が開始する。この場合の債権時効期間は、[3年／4年／5年]とする。

(3) 債権時効援用権を有する者が複数ある場合において、その1人のした債権時効援用権の放棄は、他の者の債権時効援用権に影響を及ぼさ

ない。」

〔乙案〕 〈【3.1.3.68】乙案による場合〉

- 〔〈1〉債務者は、債権時効期間の満了により生じた履行拒絶権を、債権者に対する意思表示により放棄することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この限りではない。
- 〔〈2〉債務者が〈1〉の放棄をしたときは、その放棄の時から新たな債権時効期間の進行が開始する。この場合の債権時効期間は、[3年／4年／5年]とする。
- 〔〈3〉履行拒絶権を有する債務者が複数ある場合において、その1人のした履行拒絶権の放棄は、他の債務者の履行拒絶権に影響を及ぼさない。〕

■ 【3.1.3.72】（債権時効援用権または履行拒絶権の喪失）

〔甲案〕（債権時効援用権の喪失） 〈【3.1.3.68】甲案、【3.1.3.70】甲案による場合〉

- 〔〈1〉債権時効援用権を有する者が債権時効期間の満了後に債権の行使に応じる旨を債権者に対して表示したときは、債権時効援用権を放棄する意思を有しなかったときであっても、その満了による債権時効援用権を行使することができない。
- 〔〈2〉〈1〉の場合、債務を履行する旨の表示の時から新たな債権時効期間の進行が開始する。この場合の債権時効期間は、[3年／4年／5年]とする。
- 〔〈3〉債権時効援用権を有する者が複数ある場合において、その1人の〈1〉による債権時効援用権の喪失は、他の者の債権時効援用権に影響を及ぼさない。

〔乙案〕（履行拒絶権の喪失）〈【3.1.3.68】乙案による場合〉

- 「〈1〉債務者が債権時効期間の満了後に債務を履行する旨を債権者に対して表示したときは、履行拒絶権を放棄する意思を有しなかったときであっても、その満了による履行虚説権を行使することができない。
- 〈2〉〈1〉の場合、債務を履行する旨の表示の時から新たな債権時効期間の進行が開始する。この場合の債権時効期間は、〔3年／4年／5年〕とする。
- 〈3〉履行拒絶権を有する債務者が複数ある場合において、その1人の〈1〉による履行拒絶権の喪失は、他の債務者の履行拒絶権に影響を及ぼさない。」

〈時効研究会による改正提言（時効研究会提案⁽¹³⁾）〉

■【第145条】（時効の援用）

「時効は、当事者又は正当な利益を有する第三者が援用しなければ、その効力を生じない。」

□【第145条】（援用の効果）

「時効は、その完成によって効力を生ずる。」

■【第146条】（時効援用権の放棄及び喪失）

「1 時効を援用する権利（以下、時効援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権は消滅する。相手方の権利を承認することにとどまるときは、この限りでない。」

□【第146条 A】（時効利益の放棄及び喪失）

- 「1 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
2 時効完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、その返還を請求することができない。相手方の権利を承認するにとどまるときは、この限りでない。」

□【第146条 B】（時効援用権の放棄及び喪失）

- 「1 時効を援用する権利（以下、援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。
2 時効の完成後に義務者がその義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権を失う。時効完成後に義務者が相手方の権利を承認したときも、同様とする。」

■【第167条】（消滅時効の期間及び起算点）

- 「1 債権の消滅時効は、債権者に権利行使を期待することができる時から、5年の経過によって完成する。弁済期から10年を経過したときも、同様とする。
2 所有権は時効によって消滅しない。
3 債権及び所有権以外の財産権の消滅時効は、この法律その他の法律に別段の定めがないかぎり、20年の経過によって完成する。」

□【第167条 A】

- 「1 債権の消滅時効は、債権者又はその法定代理人が債権を行使できることを知った時から、3年の経過によって完成する。弁済期から10年を経過したときも、同様とする。」

(13) 時効研究会（代表・金山直樹教授）による民法の改正提言。条文・理由については、金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言（別冊 NBL/No.122）』（商事法務、2008年）参照（以下、「改正提言」として引用）。以下では、「時効研究会提案」として引用する。そこでは、本文で紹介のとおり、■【本案主要規定】と□【代替案】が示されている。

2 [本案 167 条 2 項と同じ]

3 [本案 167 条 3 項と同じ]

□【第 167 条 B】

「1 債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から、5 年の経過によって完成する。ただし、債権者が債権の存在及び債務者を知らず、又は権利行使を期待できない限り、消滅時効は進行を停止する。

2 前項ただし書の適用がある場合にあっては、権利を行使することができる時から 10 年を経過したときは、債権の消滅時効が完成する。

3 [本案 167 条 2 項と同じ]

4 [本案 167 条 3 項と同じ]

■【第 168 条】（損害賠償債権の消滅時効）

「1 損害賠償債権の消滅時効は、契約上の債権の履行に代わる場合を除き、権利者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から 5 年間行使しないときは、完成する。但し、権利者に権利行使を期待できないときは、権利行使を期待することができる時まで消滅時効は進行しない。

2 前項の消滅時効は、損害発生時から 10 年を経過したときも、完成する。この期間は、生命、身体、健康または自由に対する侵害に基づく損害賠償債権については 20 年とする。」

■【第 171 条】（時効に関する特約）

「1 時効に関しては、この法律その他の法律に別段の定めがある場合を除き、契約で法律の規定と異なる定めをすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、債権の消滅時効期間については、次に掲げるものを除き、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）から 1 年まで、契約でこれを短縮することができる。

- 一 債務者の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為に基づいて生じた債権
- 二 生命、身体、健康又は自由に対する侵害を理由とする損害賠償債権
- 3 債権の消滅時効期間について、契約で前項に定める1年に満たない期間を定めたときは、その期間の定めは、その効力を生じない。」

□【第171条】

- 「1 債権の消滅時効の期間は、この法律その他の法律で別段の定めがないときは、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）から20年の期間内に限り、契約でこれと異なる定めをすることができる。ただし、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）から1年未満に短縮することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の債権に関して消滅時効期間を短縮する特約は、無効とする。
- 一 故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為に基づく債権
 - 二 生命、身体、健康又は自由に対する侵害を理由とする損害賠償債権
- 3 前項に規定するほか、消滅時効期間に関する契約の定めは、一方当事者がその優越した地位を利用して相手方の利益を一方的に害するものである場合は、無効とする。」

＜民法改正研究会による民法改正案（改正研究会仮案⁽¹⁴⁾）＞

■【第96条】（時効の要件及び効果）

- 「1 時効は、時効期間満了後に、時効の利益を受ける当事者が援用した時に、その当事者間においてその効力が発生する。
- 2 …（省略）…。」

■【第 97 条】（時効の利益の放棄及び時効特約の効力）

- 「1（現行 146 条に同じ）時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
- 2 時効期間を延長する特約その他時効の完成を困難にする特約は、無効とする。」

■【第 106 条】（消滅時効の進行等）

- 「1（現行 166 条に同じ）消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。
- 2 …（省略）…。」

■【第 107 条】（消滅時効期間）

- 「1 財産権は、10 年間行使しないときは、消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、物権は、その行使がなくとも消滅しない。ただし、用益物権については、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、債権は、5 年の期間満了日以降の最初の年度末まで行使しないときは、その年度末に消滅する。
- 4 …（省略）…。
- 5 …（省略）…。」

■【第 665 条】（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

- 「1 不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって

(14) 民法改正研究会（代表・加藤雅信教授）による民法改正案。民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学界有志案－仮案の提示』（日本評論社、2009 年）参照。以下では、改正研究会仮案として引用する。

消滅する。

- 2 不法行為による損害賠償請求権は、損害発生時から20年を経過したときは、消滅する。
- 3 前項の規定にかかわらず（新）第657条（不法行為による損害賠償）第1項⁽¹⁵⁾に基づく損害賠償請求権は、加害者に故意があるときは、損害発生時から30年を経過したときに、消滅する。
- 4 裁判所は、時効を援用し若しくは除斥期間を適用することが、その期間中の損害賠償義務者の行為からみて（新）第3条（信義誠実の原則と権利濫用の禁止）に反すると認められるときは、第1項及び第2項の規定は、適用しない。」

＜法務省法制審議会民法（債権関係）部会による『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』＞

〔第36 消滅時効〕

1 時効期間と起算点

(1) 原則的な時効期間について

債権の原則的な時効期間は10年である（民法第167条第1項）が、その例外として、時効期間を職業別に細かく区分している短期消滅時効制度（同法第170条から第174条まで）や商事消滅時効（商法第522条）などがあるため、実際に原則的な時効期間が適用されている債権の種類は、貸付債権、債務不履行に基づく損害賠償債権などのうち商事消滅時効の適用されないものや、不当利得返

(15) 改正研究会仮案657条1項は、「他人の生命又は身体を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、侵害した者が損害の発生を防止するために必要な注意をしたときは、この限りでない。」というものである。

還債権などが主要な例となる。しかし、短期消滅時効制度については、後記(2)アの問題点が指摘されており、この問題への対応として短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図ることとする場合には、原則的な時効期間が適用される債権の範囲が拡大することとなる。そこで、短期消滅時効制度の廃止を含む見直しの検討状況(後記(2)ア参照)を踏まえ、債権の原則的な時効期間が実際に適用される債権の範囲に留意しつつ、その時効期間の見直しの要否について、更に検討してはどうか。

具体的には、債権の原則的な時効期間を5年ないし3年に短期化すべきであるという考え方が示されているが、これに対しては、短期化の必要性を疑問視する指摘や、商事消滅時効の5年を下回るのは実務上の支障が大きいとの指摘がある。また、時効期間の長短は、起算点の定め方(後記(4))と関連付けて検討する必要があるが、また、時効期間の進行の阻止が容易かどうかという点で時効障害事由の定め方(後記(2))とも密接に関わることに留意すべきであるとの指摘もある。そこで、これらの指摘を踏まえつつ、債権の原則的な時効期間を短期化すべきであるという上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2、2(2)[5頁]】

(2) 短期消滅時効期間制度の特則について

ア 短期消滅時効制度について

…(省略)…。

イ 定期金債権について

…(省略)…。

ウ 短期消滅時効制度について

…（省略）…。

エ 不法行為等による損害賠償請求権

不法行為による損害賠償請求権の期間制限に関しては、債権一般の消滅時効に関する見直しを踏まえ、債務不履行に基づく損害賠償請求権と異なる取扱いをする必要性の有無に留意しつつ、現在のような特則（民法第724条）を廃止することの当否について、更に検討してはどうか。また、不法行為の時から20年という期間制限（同条後段）に関して、判例は除斥期間としているが、このような客観的起算点からの長期の期間制限を存置する場合には、これが時効であることを明確にする方向で、更に検討してはどうか。

他方、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権に関しては、債権者（被害者）を特に保護する必要性が高いことを踏まえ、債権一般の原則的な時効期間の見直しにかかわらず、現在の不法行為による損害賠償請求権よりも時効期間を長期とする特則を設ける方向で、更に検討してはどうか。その際、特則の対象範囲や期間については、生命及び身体の侵害を中心としつつ、それと同等に取り扱うべきものの有無や内容、被侵害利益とは異なる観点（例えば、加害者の主観的態様）からの限定の要否等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2、2(3)ウ [11頁]、
同（関連論点）1 [12頁、同（関連論点）2 [13頁】

(3) 時効期間の起算点について

時効期間の起算点に関しては、時効期間に関する検討（前記1

(1) (2) 参照) を踏まえつつ、債権者の認識や権利行使の期待可能性といった主観的事情を考慮する起算点(主観的起算点)を導入するかどうかや、導入するとした場合における客観的起算点からの時効期間との関係について、実務に与える影響に留意しつつ、更に検討してはどうか。

また、「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という客観的起算点についても、債権の種類や発生原因等によって必ずしも明確とは言えず、紛争が少なくないとの指摘があることから、一定の類型ごとに規定内容の明確化を図ることの要否及びその内容について、検討してはどうか。

さらに、預金債権等に関して、債権に関する記録の作成・保存が債務者(銀行等)に求められていることや、預けておくこと自体も寄託者としての権利行使と見ることができることなどを理由に、起算点に関する例外的な取扱いを設けるべきであるとする考え方の当否について、預金債権等に限ってそのような法的義務が課されていることはないとの指摘があることも踏まえ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2、2(4) [13頁]】

(4) 合意による時効期間等の変更

…(省略)…。

2 時効障害事由

(1) 中断事由(時効期間の更新、時効の新たな進行)

…(省略)…。

(2) その他の中断事由の取扱い

…（省略）…。

(3) 時効の停止事由

…（省略）…。

(4) 当事者間の交渉・協議による時効障害

…（省略）…。

(5) その他

…（省略）…。

3 時効の効果

(1) 時効の援用等

消滅時効の効果に関しては、当事者が援用したときに債権の消滅という効果が確定的に生ずるとの判例準則を条文中明記するという案と、消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものと規定するという案などを対象として、時効完成後に債務者が弁済をした場合に関する現在の解釈論との整合性や、財務会計その他の実務との適合性、時効を主張することができる者の範囲の差異などに留意しつつ、これらの案の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料 14 - 2 第 2、4 (1) [34 頁]】

(2) 債務者以外の者に対する効果（援用権者）

消滅時効の効果に関する検討（前記 3 (1) 参照）を踏まえつつ、仮に当事者が援用したときに債権の消滅という効果が確定的に生ずる旨を条文中明記するという案を採る場合には、時効の援用権者の

範囲について、保証人、物上保証人など、判例上『時効により直接利益を受ける者』とされているものを条文中明確にすることについて、更に検討してはどうか。

他方、消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものと規定するという案を採る場合には、履行拒絶権を行使するのは基本的に債務者であるとした上で、保証人、物上保証人など、判例上時効の援用権が認められてきた者の利益を保護する方策について、更に検討してはどうか。

【部会資料 14 - 2 第 2、4 (2) [35 頁]】

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合の効果として、信義則上、時効援用権を喪失するとした判例があることを踏まえ、これを明文化するかどうかについて、実務的には債権者からの不当な働きかけによって一部弁済その他の行為がされ、債務者が時効の利益を主張できなくなるという不利益を被る場合があるとの指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料 14 - 2 第 2、4 (2) [37 頁]】

二 法的性質

1 序説

まず、法的性質から検討してみることにして。不法行為損害賠償債権に対する期間制限を、現行民法 724 条、時効研究会提案 168 条、改正研究会仮案 665 条のように、期間は異なるものの短期・長期の二段構えとして、あるいは検討委員会試案【3.1.3.44】、【3.1.3.49】のように数段階に分けて規定す

るとしても、不法行為損害賠償債権の（最）長期の期間制限の法的性質を除斥期間と定めるとすると、ただちに問題となるのが、それに対する信義則・権利濫用の適用可能性の問題と短期の期間制限との関係の問題の二つであろう。

前者については、判例・学説上すでに一般に承認されている消滅時効の援用に対する信義則・権利濫用の適用に比べて、時効における援用のようなものが観念できないため除斥期間に対する信義則・権利濫用の適用問題には理論的障害があるのではないかと指摘され、後者については、短期の期間制限の期間満了と長期の期間制限の期間満了とが重なる場合に、長期の期間制限の期間を超えて権利行使可能性を認めるのか、それとも、長期の期間制限の期間満了とともに権利行使は打ち切りとするのか、その際の合理的理由・正当化根拠はどこに求められるか、といった問題がある。以下、分けて考察を加えてみることにしよう。

2 信義則・権利濫用の適用問題について

（最）長期の期間制限に対する信義則・権利濫用の適用可能性の問題については、もし（最）長期の期間制限を除斥期間と規定すれば、最判平成元年の論理にしたがう限り、否定的に解さざるを得ないかもしれない。しかし、除斥期間に対する信義則・権利濫用の適用可能性については、時効停止規定を活用して除斥期間の適用制限を認めた最判平成10年や最判平成21年などの登場を待つまでもなく⁽¹⁶⁾、これを肯定的に解するとしてその根拠づけを試みる見解がすでに存在していた。

(16) 最判平成19年も援用を要しない消滅時効という点から除斥期間に引き寄せて理解することが許されよう。拙稿「(再論) 民法724条後段の20年の除斥期間の適用制限に関する一考察(2・完) —近時の裁判例を素材として—」福岡大学法学論叢55巻3・4号(2011年)359頁以下参照。

現行民法724条の長期20年の期間制限について消滅時効説をとられる松本克美教授が、除斥期間の適用も信義と誠実の枠内での規範的判断に服し、裁判官は除斥期間による権利消滅が正義に反する場合には権利の濫用として除斥期間の規定を適用しないことができると主張され⁽¹⁷⁾、同じく消滅時効説をとられる松久三四彦教授も、債務者側の請求権消滅の主張を問題とするのではなく、裁判官による法の解釈・適用自体に請求権認容の余地が残っているとしてこの部分を探るべきと指摘された⁽¹⁸⁾のが、その端緒といえよう。そして、この見解は、信義則・権利濫用の発動場面を「解釈」の次元と「適用」の次元とに区別して考えることができるとする見解⁽¹⁹⁾を前提にさらに明確化され、あるいは類型化されるまでに至っている⁽²⁰⁾。したがって、現段階では、除斥期間に対する信義則・権利濫用の適用問題には大きな理論的障害があるのではないかとの指摘はもはや妥当しないように思われる⁽²¹⁾。

そうだとすると、ここでの問題は、このような場面においては、158条や160条などの時効停止規定によるのではなく、その根底にある条理や信義則、権利の濫用といった一般的な法原則を直截に活用するか、それとも、やはり基本的には、条理や正義・衡平の理念などに基づいて制度設計された法規範ともみうる時効停止規定などの既存の実体法上の規定に沿った解釈論を

(17) 松本克美「判例研究」ジュリスト959号(1990年)112頁。

(18) 松久三四彦「判例解説」法学教室126号別冊付録『判例セレクト'90』(1991年)27頁。

(19) 広中俊雄「民法第1条の機能」法学教室109号(1989年)12頁以下、同『民法綱要第1巻 総論上』(創文社、1989年)130頁以下、同「一般条項の利用による欠缺補充」法学教室177号(1995年)98頁以下(同『民法解釈方法に関する十二講』(有斐閣、1997年)に所収)。

(20) 大村敦志「判例評釈」法学協会雑誌108巻12号(1991年)2133～2134頁、拙稿「除斥期間の経過と信義則に関する一考察」岡山商科大学法学論叢1号(1993年)53頁以下、同「判例研究」岡山商大論叢35巻1号(1999年)194頁以下など。

極力堅持するか⁽²²⁾、という法解釈方法論の問題と捉え直すこともできるように思われる。そして、もしこの問題につき後者の立場をとるとすれば、改正論議において、時効停止規定がそのままの形で適用（準用）できる消滅時効として定める方向に傾くことは当然ともいえる。前者のような幾分迂遠とも思われる解釈論をとってまで除斥期間と定めるべき合理性はないようにも思えるからである。

しかし、（最）長期の期間制限を除斥期間と定めるべき合理的理由に比べて、消滅時効と定めることによる積極的意義の方が果たして本当に大きいといえるのだろうか。この点は、（最）長期の期間制限と短期の期間制限との関係という視点から検討してみると、はっきりしてくる。

3 （最）長期の期間制限と短期の期間制限との関係について

この点に関しては、（最）長期の期間制限が不法行為損害賠償債権の行使の打ち切り期間・画一的確定期間として機能することを当該期間制限制度の

(21) もっとも、除斥期間に対する信義則・権利濫用の適用可能性の余地を否定されない松久教授も、「援用を要件とすることにより、援用が信義則違反ないし権利濫用となる場合を事案に応じて判断しやすいようにしておくことは、事案の妥当な解決のために重要である」（傍点＝筆者）と指摘されたり（松久三四彦「損害賠償請求権の期間制限規定を見直す必要があるか」椿寿夫＝新美育文＝平野裕之＝河野玄逸編『民法改正を考える』〔日本評論社、2008年〕379頁）、「消滅時効においても援用が濫用とされるのは例外的であり判断は慎重を要するものではあるが、やはり、援用を要件とすることにより、援用が信義則違反ないし権利濫用となる余地を残しておくことは、事案の妥当な解決のために重要である」（傍点＝筆者）と指摘されたりしている（同『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）587頁）。松久教授によるこの指摘は消滅時効説の基本的スタンスを如実に示しているものといえよう。

(22) この姿勢を強く窺わせるものとして、橋本英史「生死不明であった死亡被害者の遺族による加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求と除斥期間の適用」判例時報1946号（2006年）3頁以下、同「民法724条後段の除斥期間の適用制限及び起算点の解釈」判例地方自治288号（2007年）90頁以下を挙げることができよう。

趣旨のなかでどのように位置づけていくかが問題となる⁽²³⁾。以下にみるように、被害者保護という見地はもちろん重要な考慮要因であるが、それよりもむしろ、かかる機能のほうを尊重して期間制限制度の制度設計をすることを出発点とすべきという見方も当然ありうるように思われるからである⁽²⁴⁾。

現行民法724条後段の20年に対しては、内池教授より、長期20年の期間制限の期間満了前3年間においては短期の期間制限の適用が限定される不当性がある一方で、消滅時効と解すれば長期の期間制限の期間を超えて短期の期間制限の期間までは権利行使が可能となる余地が認められる、と指摘され⁽²⁵⁾、その後、有力化していった経緯がある。しかし、長期の期間制限の期間は、現行では20年、近時の立法提案でも、検討委員会試案【3.1.3.49】で10年（30年）、時効研究会提案168条で10年（20年）、改正研究会仮案665条で20年（30年）と定められ、客観的起算点からとはいえ比較的長期に設定されているうえ⁽²⁶⁾、このような場面で、短期の期間制限の期間内での権利行使を長期の期間制限の期間を超えて認めるべきかという点に関して

(23) もっとも、その前提として、除斥期間が規制対象とする権利の性質や法律関係の多様性のゆえに、その機能も一通りでなく、その意味で典型的考察の必要性が強く意識されていることは、あらためて確認しておかなければならない点であろう。この点については、新井敦志「日本民法の除斥期間に関する予備的考察（2）・完」立正法学論集38巻2号（2005年）とくに83頁以下参照。なお、椿寿夫「権利消滅期間の問題点」椿寿夫＝三林宏編著『権利消滅期間の研究』（信山社、2006年）19頁以下、金山直樹「除斥期間と消滅時効の将来像」椿＝三林編著『同書』274頁以下も参照。

(24) 最高裁は基本的にこのような考え方をとっているものと推測される。なお、潮見・前掲注（7）296～297頁、内田・前掲注（7）445～446頁も参照。

(25) 内池・前掲注（1）時効起算点158頁。近時でも、鹿野菜穂子「時効と除斥期間」金山編・前掲注（13）46頁が同様の指摘をされる。なお、検討委員会試案【3.1.3.44】〈3〉も参照。

(26) なお、この文章中の（ ）内の数字は、生命、身体などの人格的利益に対する侵害による損害賠償債権に関する特別な期間の長さを示すものである。

いえば、上記のとおり、法理論的にはもちろん一定の意義を見出すことができるとしても、実際問題としては、それを認めることにより、被害者が救済されたと目される事例は、管見のおよぶ限りでは、これまで見当たらなかったし、今後も数多く登場するとは考えられないのである。それにもかかわらず、法改正に向けてこれを認めることで、果たして長期の期間制限の設定趣旨との関係で合理的かつ実質的な理由づけをなしうるのだろうか。

（最）長期の期間制限を不法行為損害賠償債権の権利行使を画一的に打ち切るための期間、権利の存続を限界づけるための期間として除斥期間と定める立場をとったとしても、二重（多重）の期間制限の規定の構造上、短期の期間制限においては、被害者側からの損害賠償請求を短期間に限定することにより加害者側がいつまでも損害賠償の請求を受ける不安定な状態を除去して加害者側の利益が図られる一方で、しかしその起算点を被害者側の主観的認識ないし権利行使の現実的期待可能性にかからしめることによって被害者側に権利行使の機会がない間に損害賠償債権が消滅することのないように被害者側の利益をも図れるよう、加害者側・被害者側双方の利益要素の調整が図られている。これに対して、（最）長期の期間制限においては、その起算点を不法行為時あるいは損害発生時とすることによって期間の進行開始を被害者側の主観的認識ないし権利行使の現実的認識可能性にかかしめるという短期期間制限の被害者側の利益要素を後退させる代わりに、（最）長期の期間制限を設置することによって権利行使可能性は一応確保するという被害者側の利益要素もなお考慮に入れて、やはり加害者側・被害者側双方の利益要素の調整が図られている、ということが可能である⁽²⁷⁾。

こうして、（最）長期の期間制限を除斥期間と定めた場合に、短期期間制限にともなう浮動性の排除と被害者・加害者間の法律関係確定の困難性除去といった趣旨・目的が確認できる一方で、もしこれを消滅時効と定め、この期間プラス短期の期間制限の期間の伸長可能性を認めて被害者側の権利保護

をさらに拡張して認めるとすれば、消滅時効説は（最）長期の期間制限の趣旨・目的をいかに捉えようとしているのだろうか。この点が大きな疑問として残るわけである。

被害者側の保護・救済の観点から（最）長期の期間制限を消滅時効と定める消滅時効説に対しては、その期間経過により不法行為損害賠償債権の行使が打ち切られることを極力避けようとする点で、実践的な法解釈論として有効といえるかもしれない。しかし、ここで真に問われているのは、まさしく当該期間制限の期間経過により被害者側からの損害賠償請求が断ち切られる場面をいかに説得的に理由づけられるか、という正当化根拠の問題であって、この点については、消滅時効説からは必ずしも論理的かつ説得的な説明がおこなわれているとはいえないのが現状であろう。

改正提案のなかにあつて、たとえば検討委員会試案【3.1.3.44】〈3〉はそのような規定を置くが、それに対する提案要旨では、債権時効制度の趣旨は「時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険から人びと（とくに、債務者）および取引社会を解放しようとするもの⁽²⁸⁾」と説明しつつも、〈3〉については「客観的起算点からの債権時効期間が経過する前に債権行使の現実的可能性を得た債権者を平等に扱う趣旨から、客観的起算点からの債権時効期間に主観的起算点からの債権時効期間を優先させること⁽²⁹⁾」

(27) 拙稿「民法724条後段の20年の期間制限に関する判例研究序説（1）一性質論を中心として」岡山商科大学法学論叢2号（1994年）95頁、104～106頁の注（61）、同「民法724条後段の20年の期間制限に関する判例研究序説（2）一性質論を中心として」岡山商科大学法学論叢3号（1995年）139～140頁、同「民法724条後段の20年の期間制限に関する判例研究序説（3・完）一性質論を中心として」岡山商科大学法学論叢4号（1995年）とくに111頁以下、同「民法724条にいう『不法行為ノ時』の意義」岡山商科大学法学論叢5号（1997年）とくに111頁以下など参照。

(28) 民法（債権法）改正検討委員会編『基本方針』203頁、同『詳解Ⅲ』167頁。

(29) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』196頁。

としたうえで、検討委員会試案【3.1.3.49】に対する提案要旨では、「生命・身体・名誉等の人格的利益に対する侵害の場合には、被害者たる債権者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとるよう期待することができない状況になることもありうる。そのような場合にも、債権者に、債権の発生原因と債務者を知ったならば事実関係の曖昧化防止措置を講じることができるはずであり、他方に負担をかけないようそれを速やかにすべきであるとすることは、適当ではない」一方で、「債務者は深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定にさらされることになっても仕方がない。また、このような場合には、取引社会の安全の保護を背後に退けてもよいであろう」と判断して、これらの人格的利益の侵害による損害賠償債権については、主観的起算点からの債権時効期間を【3.1.3.44】(2)の定める期間よりもさらに長期にした、と同趣旨のことが説明されている⁽³⁰⁾。

こうして、立法論としては、短期の期間制限の起算点を主観的事情、(最)長期の期間制限の起算点を客観的事情にかかせることにより、両者をいずれも消滅時効と定める制度設計も、もちろん排除されるべきものではあるまい。しかしもしそうだとすると、(最)長期の期間制限に損害発生時（権利行使期待可能時）といった客観的起算点を採用したからといっても、その期間の法的性質を消滅時効と定めなければならない論理的必然性があるわけではない。たとえ(最)長期の期間制限の起算点を客観的事情にかかしたとしても、上記の趣旨・目的から除斥期間と定めることもなお十分に理論的な

(30) 以上、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』195頁。なお、山田誠一＝佐久間毅＝山野日章夫「《インタビュー》民法（債権法）改正検討委員会・第5準備会＝債権時効、弁済、相殺、一人計算（上）」NBL912号（2009年）35～36頁〔佐久間毅発言〕も参照。

根拠があるように思われるのである。

究極的には、被害者の権利保護の見地から、被害者の権利行使可能性がない場合に損害賠償債権の消滅が招来されることのないよういかなる場合にも主観的起算点から一定の期間は法的に被害者の権利行使可能性が保障されるべきであると考えるか、それとも、そうはいつでも期間制限制度それ自体が、期間の経過にもなって権利行使可能性を奪う機能を有する以上は、この側面を重視して客観的起算点から一定の期間が経過すれば被害者の権利行使可能性は否定されるべきであり、むしろ加害者の短期期間制限にもなる浮動性の排除と被害者・加害者間の法律関係確定の困難性除去、さらには近時の改正論議のなかでしばしば見受けられる「時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険から人びと（とくに、債務者）および取引社会を解放しようとする」という趣旨の方をより尊重すべきであると考えるか、の判断に迫られているということになるのか。

そうすると、私自身は、被害者保護の見地はもちろん重要であるが、これまでの最高裁判例においてこのような見地から特殊例外的な場合に個別具体的な法的処理が充分になされてきている状況からみて、（最）長期の期間制限を消滅時効と定めるべき必要性を強く感じないわけである。すなわち、（最）長期の期間制限の法的性質を除外期間と定めて立法化することも充分意味があると考ええるものである。

こうして、このように考えた場合、被害者の意思とは無関係に不法行為損害賠償債権が消滅するのは被害者にとって酷ではないかとか、除外期間と定めてそこまで認めるべき強い公益上の利益・要請が果たして存在しているのだろうか、といった指摘⁽³¹⁾が繰り返しなされることになろうが、このよう

(31) たとえば、鹿野・前掲注(25)46頁、加藤雅之「損害賠償債権の消滅時効—不法行為を中心に」金山編・前掲注(13)78頁参照。

な指摘は必ずしも妥当しないように思われる。被害者の保護・救済を重視するあまり、その保護・救済が必要な特殊例外的な場面以外の場面まで取り込んだ制度設計を志向する姿勢は、起算点の点でそれを十分に汲み取ったはずの期間制限制度の本来的趣旨を没却するおそれを包蔵しているともいえ、妥当とはいえないように思われるからである。

さらに、今回の民法（債権法）改正論議のなかにあつて、民法（債権法）改正検討委員会は、債権時効制度の趣旨は、もちろんそれによって債務を負う債務者が弁済を免れたりすることはあつても、それは反射的ないし付随的な効果にすぎないのであつて、最初から債務を負っていないかたり、すでに弁済等によって債務を負っていない者が時の経過によってそのような事実の立証を強いられる困難やそれにとまなう弁済を強いられることのないように、「時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険から人びと（とくに、債務者）および取引社会を解放しようとする」ところにあるとしているようである⁽³²⁾。そうだとすれば、弁済により消滅したはずの損害賠償債務につき、弁済の事実を証明できず、弁済を強いられる危険性があるので、それを回避するために機能する局面はもちろんありえないことはないとしても、はじめから損害賠償債務を負わない債務者（加害者）の保護・救済のために機能する局面があるとは考えにくい不法行為の場面において、不法行為損害賠償債権の期間制限制度を上記のような債権時効制度の一環として位置づけることにはそもそも問題があるとはいえないだろうか。それとも、この場面については転換したはずの債権の「消滅」時効という従来の発想ないし考え方が維持されるものと考えているのだろうか⁽³³⁾。

(32) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』150頁参照。また、山田＝佐久間＝山野目・前掲注（30）29～30頁〔佐久間発言〕。

(33) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解Ⅲ』241頁以下、149頁参照。

三 期間

つぎに、期間の長さについてみてみよう。もちろん、期間の長さを起算点と切り離して、さらには短期の期間制限の長さとも切り離して独立に検討することは、不法行為損害賠償債権に対する期間制限制度の趣旨からみて妥当とは思われないので、ここでは、ひとまず起算点と関連させながら、しかし長期期間制限の期間の長さに重点を置きつつ、簡単に私見を述べてみることにしたい。

現行民法では、一般の債権については167条1項により10年の期間が定められているが、不法行為損害賠償債権については724条により3年と20年の二重の期間が定められている。損害賠償債権のなかでも保護の必要性の高い権利・利益の侵害に基づく不法行為損害賠償債権について、どのくらいの期間を設定するのが妥当かは非常に難しい問題である。しかし、一般の債権とは別に不法行為損害賠償債権について二重（多重）の期間制限を置くこと自体にはとくに問題はなかろう⁽³⁴⁾。これとは別にさらに特別な規定（特則）を置こうとした場合に、その侵害対象となる権利・利益の種類・中味によってその期間をさらに細かく考えて規定することには難しい判断が迫られているといえよう。

しかし、いずれにしても、検討委員会試案、時効研究会提案、改正研究会仮案が、生命、身体などのとくに保護の必要性の高い権利・利益の侵害について長期の期間制限を別に設定しようとする発想それ自体は、起算点の定め方と密接に関連づけて制度設計するという視点設定も含めて、基本的には妥当な制度設計を志向しているものとして賛成することができる。

(34) 平野・前掲注(10)立法論的考察(2・完)12頁、同「消滅時効の期間についてはどう考えるか」椿=新美=平野=河野編・前掲注(21)100頁参照。

（最）長期の期間制限について、損害発生時を起算点として「10年」の消滅時効期間を定め、生命、身体、健康または自由に対する侵害に基づく損害賠償債権について「20年」の消滅時効期間を定める時効研究会提案168条、同じく損害発生時から20年の期間制限を定めたいうえで、生命または身体に対する侵害に基づく損害賠償債権について「30年」と定める改正研究会仮案665条は、いずれも客観的起算点とセットにしてさらに長期の期間を定めようとするものであり妥当なものと評してよからう。また、生命、身体、名誉等の人格的利益の侵害に基づく損害賠償債権について債権を行使することができる時から「30年」という長期の期間を定める検討委員会試案【3.1.3.49】〈ア〉についても、人格的利益の被害者保護の観点から、基本的には妥当なものといつてよからう⁽³⁵⁾。

しかも、以上の各提案の趣旨が、ほぼ同様に、検討委員会試案【3.1.3.49】に対する上記の提案要旨に示されているとおりのものであるとすれば、一層妥当なものと呼ぶことができる。

以上を要するに、期間の長さに関する限り、10年や20年ないし30年の長さは、被害者の侵害される権利・利益の種類・中味次第ではある⁽³⁶⁾が、被害者保護の見地から、総じて現代社会において十分な長さの期間として承認することができるであろう⁽³⁷⁾。

それでは、次に、（最）短期の期間制限の期間の長さとの関連でみた場合はどうだろうか。とはいえ、現行民法724条を含め、また今回の改正論議に

(35) この点に批判的なものとして、坂井廣幸「債権時効（案）の検討」銀行法務21・730号（2011年）47頁。

(36) この点がまさに問題であろう。佐久間毅「『債権法改正の基本方針』における債権時効に関する改正試案」金融法務事情1881号（2009年）12頁、山田=佐久間=山野目・前掲注（30）36頁〔佐久間発言〕、加藤・前掲注（31）78頁参照。詳細な検討は、本稿五で予定している。

(37) 同様に好意的なものとして、藤池智則「債権時効」NBL920号（2010年）24頁。

においても、(最)短期の期間制限については、損害および加害者(賠償義務者)を知った時や債権発生の原因および債務者を知った時といった被害者の認識を要求する主観的起算点を採用することで、被害者に損害賠償債権の現実的権利行使可能性がないにもかかわらず被害者の権利が消滅することのないようにし、その一方で、あまり長すぎない短期の期間を設定することによって、加害者がいつまでも法的に不安定な状況に置かれることのないよう、被害者・加害者双方の利益を調整した制度設計⁽³⁸⁾をとっており、この制度設計自体に対してはとくに問題はない。

あまり長すぎない短期の期間については、現行民法724条前段が3年、検討委員会試案【3.1.3.44】〈2〉が3年・4年・5年と定めたのを受けて、不法行為損害賠償債権に関する同【3.1.3.49】〈イ〉では5年・10年、時効研究会提案168条1項は5年、改正研究会仮案665条1項は3年と定めている。期間の法的性質を除斥期間と定め、権利行使の打ち切り期間・画一的確定期間としての機能を重視する立場からすると、3年よりもむしろ5年のほうが当該期間制限制度の趣旨に、より整合的ということになるうか。

四 起算点

起算点と期間の長さとをまったく切り離して検討・考察する合理的理由がないことは、先に期間の長さのところでも述べたとおりである。そこで、ここでは、起算点の設定方法そのものに対してではなく、起算点の設定方法と密接に関連しているはずの当該期間の法的性質論との関連で、若干の異論を述べるにとどめたい。というのは、たとえば、上記のような人格的利益に対する侵害による損害賠償債権の(最)長期の期間制限について、「債権を行使

(38) 山田=佐久間=山野目・前掲注(30)33頁〔佐久間発言〕。

することができる時」から30年を設定している検討委員会試案【3.1.3.49】
〈ア〉、「損害発生時」から20年を設定している時効研究会提案168条2項後段、そして、やはり同じく「損害発生の時」から30年を設定している改正研究会仮案665条3項は、そのような客観的起算点を設定することにより、時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担と危険から人びと（とくに、債務者）および取引社会を解放しようとする債権時効制度本来の趣旨よりもむしろ、通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとることを期待することができない状況にある被害者のことを十分に考慮して（最）長期の期間制限を設定した結果だったと考えられるが、もしそうだとすれば、さらにこの期間制限を消滅時効と定めて、若干なりとも、不法行為に基づく法律関係の画一的処理による法的安定性が疎かにされることは、主観的起算点の設定と組み合わせることで上記のような客観的起算点から20年ないし30年の期間を定めること自体がすでに現代社会において長期と受け止められるように思われるだけに、この点には若干の疑問が残るわけである。程度問題なのかもしれない⁽³⁹⁾が、ここであらためて疑問を提示しておきたい⁽⁴⁰⁾。

（2011（平成23）年9月20日稿）

(39) 平野教授は、反対に、法的安定性よりも被害者保護のほうを重視されるようである（同・前掲注（10）立法論的考察（2・完）19頁参照）。

(40) ただし、この点については、ただちに、ほぼ同様の起算点の設定方法をとる外国法（たとえば、ドイツ民法199条）が（最）長期の期間制限も消滅時効と定めていると指摘されることになろう。しかし、私見は、これまでのわが国における理論状況、とりわけ判例状況を踏まえて、本文のような問題提起をさせていただいた次第である。

